

宮城県公報

発行

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○廃棄物が地下にある土地の指定	(廃棄物対策課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	()	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	()	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	()	四
○港湾施設の概要	(港湾課)	四
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	()	五
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	六
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	六
○宅地建物取引業法に基づく講習の指定	(建築宅地課)	六
○宮城県公報第一五二一号中		七

告 示

○宮城県告示第百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区

域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域

埋 立 地 の 種 類

栗原市築館字下宮野大日向十一番一
一部

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○宮城県告示第百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

二 訪問看護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
ヘルパーステーションながわ	気仙沼市仲町一丁目五番三号	株式会社ながわ	気仙沼市仲町一丁目五番三号
指定年月日	平成二十三年二月一日		
三 通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
大郷訪問看護ステーション	黒川郡大郷町大松沢字宮畑二十五番地の三	医療法人社団俊香会	黒川郡大郷町粕川字大壇原二十一番地の一
指定年月日	平成二十二年十二月二十一日		
四 短期入所療養介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
アースサポート東塩釜	塩釜市藤倉二丁目十九番三十号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号
指定年月日	平成二十二年十二月十五日		
五 認知症対応型共同生活介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
医療機関併設型小規模介護老人保健施設リンドンヴィラ	気仙沼市東新城二・九・一	医療法人社団晃和会	気仙沼市港町五百二番地二
指定年月日	平成二十二年十二月一日		
六 居宅介護支援事業			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
グループホームぐらんず	石巻市住吉町二丁目五番二十三号	有限会社緑三松	石巻市東中里一丁目六・十七
指定年月日	平成二十二年十二月一日		
七 介護老人保健施設			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
居宅介護支援事業所原っぱ	黒川郡大和町松坂平二丁目五・二	株式会社フィールド	仙台市太白区鉤取本町二丁目十一・十
指定年月日	平成二十三年一月二日		

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療機関併設型小規模介護老人保健施設リンドンヴィラ	気仙沼市東新城二・九・一	医療法人社団晃和会	気仙沼市港町五百二番地二	平成二十二年十二月一日

八 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションながわ	気仙沼市仲町一丁目五番二号	株式会社ながわ	気仙沼市仲町一丁目五番三号	平成二十三年二月一日

九 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大郷訪問看護ステーション	黒川郡大郷町大松沢字宮畑二十五番地の三	医療法人社団俊香会	黒川郡大郷町粕川字大壇原二十二番地の一	平成二十二年十二月二十二日

十 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アースサポート東塩釜	塩釜市藤倉二丁目十九番二十号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号	平成二十二年十二月十五日

十一 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム若藤園	栗原市若柳武鎗字藤貫沢八十五	社会福祉法人豊明会	栗原市若柳武鎗字藤貫沢八十五	平成二十三年一月一日

十二 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療機関併設型小規模介護老人保健施設リンドンヴィラ	気仙沼市東新城二・九・一	医療法人社団晃和会	気仙沼市港町五百二番地二	平成二十二年十二月一日

十三 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	グループホームくらんす	事業所の所在地	石巻市住吉町二丁目五番二十三号	申請者の名称	有限会社緑三松	申請者の所在地	石巻市東中里二丁目六・十七	指定年月日	平成二十二年十二月一日
--------	-------------	---------	-----------------	--------	---------	---------	---------------	-------	-------------

○宮城県告示第百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十三年一月二十日次の者を指定した。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
初貝 和明	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
大橋 裕介	外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一・一
高橋 光浩	整形外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一・一
原 清吾	整形外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一・一

○宮城県告示第百十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
森川 直人	呼吸器科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五

○宮城県告示第百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
宮崎 裕	泌尿器科	新 医療法人社団やすらぎの里サンクリニック	登米市南方町鴻ノ木百五十二・一
		旧 やすらぎの里サンクリニック	

○宮城県告示第百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇〇八七四	Schale おおまち 仙台市青葉区大町二丁目六・二十七 岡本ビル三階	就労移行支援	特定非営利活動法人みやぎ発達障害サポートネット	平成二十三年三月一日

○宮城県告示第百十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港塩釜港区、石巻港、気仙沼港及び松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課において縦覧に供するとともに、仙台塩釜港塩釜港区及び松島港の港湾施設にあっては宮城県仙台塩釜港湾事務所及び宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所において、石巻港の港湾施設にあっては宮城県石巻港湾事務所において、気仙沼港の港湾施設にあっては宮城県気仙沼土木事務所において、それぞれ縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

一 仙台塩釜港塩釜港区

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四 松島港					三 気仙沼港					二 石巻港														
係留施設	種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考	係留施設	種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考	係留施設	種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考				
仙随(B)四八メートル浮き	トレストレス	延長四八メートル	新規	幅九メートル	数量・能力	備考	西埠頭観光さん橋	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	要害駐車場	地表式	面積一、二七〇平方メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜駐車場	地表式	面積九六〇平方メートル	新規	数量・能力	備考
宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考
宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考
宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	宮城郡松島町松	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考	東宮浜字笠岩十	鋼管及び鉄筋コンクリート	延長二八四・九七メートル	新規	数量・能力	備考

〇宮城県告示第百十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
 平成二十三年二月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 名取市

二 都市計画事業の種類及び名称
 1 種類
 仙塩広域都市計画道路事業

〇宮城県告示第百十六号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十三年二月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称
 1 種類
 仙塩広域都市計画道路事業

〇宮城県告示第百十七号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十三年二月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称
 1 種類
 仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・五号 北四番丁大衡線

三 事業施行期間

平成十三年一月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年二月十四日

一 施行者の名称

名取市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・百八十五号 大手町下増田線

三 事業施行期間

平成二十二年二月十六日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県名取市大手町三丁目及び小山二丁目地内

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百十八号

河南矢本土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年二月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年二月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団やすらぎの里サンクリニックス	登米市南方町鴻ノ木百五十二・一	平成二十三年一月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
関上ヘルスマート薬局	名取市関上三丁目一・十六・一	平成二十三年二月一日
アイセイ薬局 登米店	登米市登米町寺池桜小路九十九・十	平成二十三年二月一日
あけぼの薬局 古川店	大崎市古川台町四・三十五	平成二十三年二月一日
サイカ調剤薬局 丸森病院前店	伊具郡丸森町字鳥屋八十七・三	平成二十三年二月一日

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二條の二第二項の規定に基づく講習を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十三年二月二日

二 講習を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社団法人全日本不動産協会

主たる事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町三番三十号全日会館

三 講習の内容

宅地建物取引業法第十八条第一項の規定に基づき宮城県知事の登録を受けている者で同法第二十二條の二第一項の規定に基づき取引主任者証の交付を受けようとするもの又は同法第二十二條の三第一項の規定に基づき取引主任者証の有効期間の更新を受けようとするものが受講すべき講習

正 誤

○宮城県公報第一五二二号（平成十六年一月六日付け）中

ページ 上 段

正

誤

白石市大鷹沢三沢字三沢沖五三番地
先から
同市大鷹沢三沢字坂端四番一三地先
まで

白石市大鷹沢大町字大町沖五三番地
先から
同市大鷹沢三沢字坂端四番一三地先
まで